



発行者 那珂川警察署松野駐在所 高橋 勇基

松野駐在所だより



令和 8 年 5 月 号

TEL 0287-92-2895

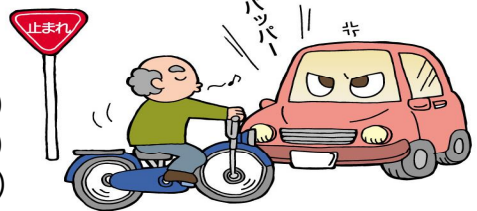
自転車の安全で適正な利用の促進について

栃木県内では、令和7年中自転車が関係する事故は人身事故の約3割を占めています。そのうち自転車の7割以上に何らかの法令違反があるため、自転車対策が喫緊の課題となっています。

自転車に乗る際は、交通ルールを守り、事故のないように運転をしましょう。

○自転車の事故状況（令和7年中）

発生件数	1063件	（前年比	-3）
死者数	8人	（前年比	+1）
負傷者数	1044人	（前年比	-8）
（内重傷者数）	（131人）	（前年比	-35）



16の❌自転車危険行為

「自転車運転者講習」受講対象 ※下記の「法」とは「道路交通法」のことです。

- 1 信号無視**
法第74条違反
- 2 通行禁止違反**
法第84条第1項違反
※警察署長の許可を得た場合は除きます。
- 3 歩行者用道路における車両の義務違反（徐行違反）**
法第59条違反
- 4 通行区分違反**
法第17条第1項、第4項又は第6項違反
- 5 路側帯通行時の歩行者の通行妨害**
法第17条の3第2項違反
- 6 道断踏切入り**
法第35条第2項違反
- 7 交差点安全進行義務違反等**
法第36条違反
- 8 交差点優先妨害**
法第37条違反
- 9 環状交差点安全進行義務違反等**
法第37条の2違反
- 10 指定場所一時不停止等**
法第43条違反
- 11 歩道通行時の通行方法違反**
法第63条の4第2項違反
- 12 制動装置不良**
ブレーキ
「ない」
「不良」
法第62条第9第1項違反
- 13 酒酔い・酒気帯び運転**
法第65条第1項違反
- 14 安全運転義務違反**
法第70条違反
- 15 携帯電話使用等**
法第71条第9号の5違反
- 16 妨害運転**
法第117条の2第1項第4号、法第117条の2第1項第8号違反
※他の車両等の通行を妨害する目的で、逆走して進行を妨げるなどの行為

上記の危険な行為を過去3年以内に2回以上摘発されると...

自転車運転者講習の受講が命じられます。
※受講義務の対象となるのは14歳以上。

命令を受けてから、3か月以内の指定された期間内に受講しないと... **5万円以下の罰金**

講習の時間：3時間 講習手数料：6,150円

事故を起こせば加害者としての責任を問われることも...
万が一の事故に備えて、「自転車保険等」に加入しましょう。

消費者月間について

5月1日から31日まで消費者月間です。皆さんも悪質商法に騙されないようにしましょう。

現在では、インターネットを利用した被害が多くなっています。

少しでも不安を感じた時や被害にあった時は、県の消費生活センター、市町の消費生活相談窓口、警察相談窓口（#9910番）、等の行政機関に相談しましょう。

